

平成25年10月24日
教 育 委 員 会 室

秋 田 市 教 育 委 員 会
平成25年10月定例会
(案 件)

付議案件

議案第28号 秋田市立秋田商業高等学校管理規則の一部を改正する件

… 1

議案第28号

秋田市立秋田商業高等学校管理規則の一部を改正する件

秋田市立秋田商業高等学校管理規則の一部を次のように改正する。

平成25年10月24日提出

秋田市教育委員会

委員長職務代行者 石 田 英 憲

秋田市立秋田商業高等学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立秋田商業高等学校管理規則（平成3年秋田市教委規則第7号）
の一部を次のように改正する。

第14条の2の次に次の1条を加える。

（副校長）

第14条の3 学校に、必要に応じて、学校教育法（昭和22年法律第26号）
に規定する副校長を置く。

2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第16条第1項中「教頭」を「副校長」に改め、同条第2項中「校長」の
次に「（副校長を置く場合は、校長および副校長）」を加え、同項を同条
第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教頭は、校長（副校長を置く場合は、校長および副校長）が不在のと
きは、その事務を代決することができる。ただし、重要又は異例に属す
る事項については、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

秋田商業高等学校への副校長の配置に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。